

須賀川労働基準協会 通信 4月号

協会のHPもご覧ください

コロナウイルス感染の広がりは中国、東アジアから全世界に広がり、3月30日時点ではアメリカで12万人が感染しイタリアでは死者が1万人を超えました。日本でも1日の感染者が160人以上で、感染者の累計は1877人となっております。30日、タレントの志村けん死去のニュースが駆け巡り、日本中大きなショックを受けました。

新型コロナウイルスの猛威は危惧していた東京オリンピックを延期させ、様々な経済活動にも深刻な影響を与えています。飲食店やサービス業への影響は深刻ですが、製造業への影響も避けられない状況です。

「非常事態宣言」には至っていませんが、私たち国民は今後数週間「3つの密」（密閉・密集・密接）を避ける行動をしなければなりません。

【理事会で事業計画と予算承認】 (3月10日(火))

3月10日(火)第4回理事会が開催され、令和2年度の事業活動計画ならびに予算が承認されました。

公益法人として、年度末に「事業計画」と「予算」を監督官庁(福島県)へ提出が義務づけられています。

3月の上旬に「理事会」を開催し、承認を得なければならないため、新型コロナウイルスは気がかりでしたが消毒・マスクを準備して、実施いたしました。

事業計画は例年通りを基本に、公益事業Ⅰとして安全衛生大会や各種説明会などの充実を目指します。

また、公益事業Ⅱとして講習会事業については令和元年度の厳しい実績を考慮して、受講者数を確保できる講習科目・講習内容にするよう努力する。

予算総額は2千5百16万円で、前年とほぼ同額を計上いたしました。

総会の開催は「5月19日(火)」と決定しました。

なお、詳細はホームページに掲載いたします。



<理事会:全員マスクで防御して・・・>

【3月の協会活動】

【教育講習の実績】

< 玉掛技能講習 > 3月12日、13日、15日(木～日)

玉掛技能講習は当協会のメインの技能講習で、年に4回実施しています。外での実技講習があるので、冬の期間は実施を見送り、3月に令和元年度最後の講習を開催いたしました。

元年度の玉掛事業講習の受講者はなぜか少なく、年間を通して受講者数は例年の半分に落ち込んでいます。

今回もクレーンは1台、先生も1人とややさみしい講習となりました。低迷の理由等も考え、開催時期の検討等次年度に生かしていきたいと思っております。



<玉掛け技能講習(実技講習)>

【中止となった活動】

新型コロナウイルスの影響でいろいろな行事や会合が自粛される中、協会の活動も影響を受けました。

当協会が主催する活動では、3月4日に予定していた「労災研修会」を中止しました。不特定多数の方が集まる会合であるということで、自粛をいたしました。講師をお願いしていた監督署の片寄課長からいただいた資料を次ページに掲載いたします。

県レベルの会議・活動の中止に関しては「福島労働局主催の『労働災害防止団体連絡会議』および県協会主催の『福島県労働基準協会連絡協議会』が中止となりました。いずれも、次年度の方針を確認する大事な会議でした。特に労働局の「労働行政方針」は重要な情報ですので、入手し次第広報します。

< 労災研修会 資料 >

3月4日に開催予定であった「労災研修会」の講師をお願いしていた労働基準監督署の片寄課長からいただいた資料を抜粋して、掲載いたします。研修会は中止になりましたが、ポイントをご確認ください。

1. 労働災害発生の”季節的傾向”

(1) 春(年度当初)

・新任者、新卒者の不慣れによる災害

対応： 新任者、新卒者に対する業務指導、就業規則の周知、過去の事故事例の啓蒙。

(労働基準法、各種保険制度等の教育)

(2) 夏

・夏休み、お盆休み明けなど、体に仕事のリズムが戻らないために生ずる事故が多い。

・夏は水を扱うことが多く、また汗をかくなどして、目を傷めることも多い。

対応： 熱中症に関する基礎知識の確保

(3) 秋

・業務量の増加、夏季の疲労が原因の災害が多い。また腰痛・交通(通勤)災害に注意

対応： 夏バテ防止、腰痛の原因等への理解、業務災害と通災の処理(担当者として)

(4) 冬

・転倒災害(地面の凍結が事故多発の要因)

・冬は服装が重く動作が不自由、また、寒冷で体もこわばっていて、反応が鈍くなる。

対応： 「転倒防止のパフレット等を活用した教育・啓蒙活動」

2. 「労働災害」が発生したら

① 被災者の救護、親族への連絡

② 医療機関、院外薬局担当者との連絡・各種手続き

③ 被災現場、本人、上司、同僚等からの状況確認及び記録と今後の対応検討

④ 労働保険請求手続き(監督署に相談、請求書作成および各機関へ提出)

⑤ 治癒または症状固定(終了)まで随時経過を確認(年金、遺族手続きの場合もある)

< 福島労働局・労働基準監督署からいただいた資料 >

1. 労働局からの情報 労働安全衛生法違反で3件の「書類送検」

(1) 墜落災害の土木事業者を書類送検

作業内容： のり面の既設モルタルの撤去作業で、高さ15mから滑落し、死亡した。

< 書類送検をした理由 >

ロープ高所作業の「作業計画書」を作成していない。
メインロープの支持物の位置を明示していない。

作業を指揮する者を決めていない。

(2) 墜落災害のコンクリート製品製造事業者を書類送検

作業内容： 工業敷地内でトラックの荷台で移動式クレーン(ユニック車)へ荷積み作業中にトラック荷台の鳥居付近から墜落し、脳挫傷を負った。

< 書類送検をした理由 >

労働者に保護帽の着用をさせていない。

(3) 移動はしごの転位防止装置義務違反で酒造事業者を書類送検

作業内容： 工業敷地内で高さ2mの吊り足場から移動はしごを使って降りようとしたところ移動はしごもろともコンクリートの床に転落し頭部外傷の障害を負った。

< 書類送検をした理由 >

「移動はしご」に転位を防止するために必要な措置を講じていなかった。

2. 須賀川労働基準監督署からの情報

2月末現在の「令和元年 労働災害発生状況データ」をいただきました。

(紙面の関係で、表を提示できませんでした。)

上記「1」(1)～(3)及び「2」の詳細情報は協会のホームページに掲載いたします。

